

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃

岡山労働局長は、「岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃」を改正いたしました。

発効日以降は、下記規格毎に最低工賃以上の工賃の支払いが必要となります。

関係委託者の方は、支払工賃をご確認の上、必要な場合は見直しをお願いします。

(適用対象者)

効力発生の日 (発効日)
令和7年3月3日

岡山県内において、車両電気配線装置（ワイヤーハーネス）製造業に係る「端子ハメ」及び「チューブ通し」の業務に従事する家内労働者及びその委託者

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
端子ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20 センチメートル以下の電線について行うもの	1 本につき <u>43 銭</u>
		20 センチメートルを超えて 50 センチメートル以下の電線について行うもの	1 本につき <u>49 銭</u>
		50 センチメートルを超えて 2 メートル以下の電線について行うもの	1 本につき <u>61 銭</u>
		2 メートルを超える電線について行うもの	1 本につき <u>70 銭</u>
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15 センチメートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき <u>32 銭</u>
		15 センチメートルを超えて 30 センチメートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき <u>47 銭</u>
		30 センチメートルを超えて 50 センチメートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき <u>64 銭</u>
		50 センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1 本につき <u>76 銭</u>

(注) 「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

☆ 詳細は、岡山労働局労働基準部又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

岡山労働局賃金室 ☎ 0 8 6 - 2 2 5 - 2 0 1 4

家内労働法の主なポイント

一般的に内職と呼ばれる委託作業は「家内労働」と呼ばれ、家内労働法という法律によって、次のようなルールが定められています。

委託者と家内労働者とのトラブルなく、円滑に作業が行われるよう、以下の事項を遵守しましょう。

家内労働手帳を交付しましょう

委託者と家内労働者との間の無用な紛争を防止するため、あらかじめ委託条件を明確にしておくことが大事です。委託者は、委託のつど家内労働者に家内労働手帳を交付しましょう。

委託を打ち切る場合は予告をしましょう

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続している場合、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

工賃は適正に支払いましょう

- (1) 工賃は原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。
- (2) 工賃は原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合は、その工賃締切日までに受領した物品のすべての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- (3) 家内労働者の同意がある場合のみ、郵便為替、銀行その他金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込により支払うことができます。

最低工賃が定められた委託作業では最低工賃額以上の工賃を支払いましょう

委託のあった作業内容によっては、最低工賃が定められています。この場合は、最低工賃以上の金額で計算した工賃を支払う必要があります。

岡山県内で適用されている最低工賃は次の1業種です。

○ 車両電気配線装置製造業最低工賃

令和7年3月3日から最低工賃額が改正されます。（表面をご覧ください。）

作業中のけがや疾病を防止するために安全措置を講じましょう

危険な機械器具や有害な原材料を使用する作業では、委託者はあらかじめ家内労働者に「危険防止のための書面」を交付しておく必要があります。そして家内労働者に提供、貸与、譲渡する機械器具や原材料については、あらかじめ安全基準を満たした機械器具類を提供する必要があります。

また、家内労働者においては、委託者から交付のあった「危険防止のための書面」を作業場内の見やすい場所に掲示しておく必要があります。そして委託者から提供、貸与、譲渡のあった機械器具類については、日ごろから保守管理を十分行うなど家内労働者自身が安全衛生対策を講じておく必要があります。